

# 第4次伊賀市地域福祉計画策定方針（案）

## 1 第4次伊賀市地域福祉計画策定の目的

本市では、「すべての市民が安心して生活できるまちづくり」と団塊の世代が75歳以上となる2025年問題への対応として、地域福祉と地域包括ケアシステムの構築の取り組みを一体的にまとめた、第3次伊賀市地域福祉計画を2016（平成28）年度から5年間にわたり推進してきました。

しかしながら、昨今の社会情勢の中で人々が安心して暮らしていくうえでの課題は、様々な分野が絡みあって「複雑化」及び「複合化」してきており、さらに、少子高齢・人口減少社会が進んできているという現状も相まって、地域における「支え合いの基盤」や、人と人の「つながり」の意識が希薄になってきています。

これまで、全世代を対象にした地域包括ケアシステムの構築や、伊賀市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に取り組みを進めていくことで、このような課題に対応してきましたが、今後も「すべての市民が安心して生活できるまちづくり」をさらに進めていくために、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共につくっていくことのできる「地域共生社会」の実現をめざし、本計画を策定します。

## 2 策定方針

第3次伊賀市地域福祉計画において取り組んだ、地域力の強化・専門機関の強化・地域と専門機関をつなぐパイプ機能の強化を軸とした、全世代型の地域包括ケアシステムをより深化・進化させることに加え、地域住民や地域の多様な主体の助け合いを推進することや、対象者ごとの縦割りから脱却し、分野を超えた横断的な支援体制を構築することなどを分かりやすくまとめた計画づくりに努めます。

あわせて、伊賀市自治基本条例に基づくパブリックコメントや、計画骨子の検討段階でのタウンミーティングを実施し、伊賀市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に取り組みを進めていくことで地域福祉の推進に取り組んでいく計画とします。

## 3 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第107条において「市町村が策定するよう努めるもの」と規定されている地域福祉計画です。また、総合計画や各分野別の計画等と整合・連携し、子ども、障がい、高齢・介護等の計画を横断及び包括するものとして本計画を位置付けます。

## 4 計画に盛り込むべき事項

本計画は、地域福祉の推進に関する事項として、別紙1に掲げる事項を盛り込んで策定することとします。

## 5 計画期間

第4次伊賀市地域福祉計画は、2021(令和3)年度～2025(令和7)年度の5ヵ年計画とします。

## 6 策定スケジュール

第4次伊賀市地域福祉計画は、2020(令和2)年度中に策定するものとし、別紙2（第4次伊賀市地域福祉計画策定スケジュール(案)）に基づきすすめます。

## 7 策定の体制

### (1) 審議機関

地域団体等の代表者、保健、医療、福祉関係の代表者、公募委員、有識者等で構成する「伊賀市地域福祉計画推進委員会」に市長が諮問し、答申を受けることとします。

### (2) 市民参加

市民の皆さんからの幅広い意見や提案を反映させるため、パブリックコメントの実施やタウンミーティング等による市民との意見交換の場を設けます。

### (3) 庁内体制

市関係課で構成する「伊賀市地域福祉計画推進本部会議」において、第4次伊賀市地域福祉計画の策定に必要な資料を作成し、伊賀市地域福祉計画推進委員会に提出します。

また、庁内の専門職等による検討が必要な場合は、伊賀市地域福祉計画推進本部会議にプロジェクトチームを設けることとします。

なお、伊賀市地域福祉計画推進委員会から答申された内容は、市の総合政策会議に諮り、第4次伊賀市地域福祉計画案とします。

第4次伊賀市地域福祉計画  
策定体制に係るイメージ図

